



**結婚したお二人の新しい門出と  
第3子以降の新生児の誕生を祝福します**



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。  
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）

【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円  
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）  
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- 【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。  
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。  
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。  
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。  
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。

- 【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。  
②対象児と同居し、養育する者。  
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。  
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。  
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



**自動車税の支払いをお忘れなく！**

■5月31日は自動車税の納期です。  
自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

また、インターネット上の「Yahoo! 公金支払い」サイトから自動車税のクレジットカード納税が利用できます。

**5月31日までに忘れずに納めましょう。**

■お問い合わせ先  
根室振興局 税務課納税係  
【☎0153-24-5466】

**中標津保健所からのお知らせ**

**女性の健康相談日を開設します**

《日時》 毎月第2水曜日 13:00～15:00

《場所》 中標津保健所2階診察室

《対象者》 原則、管内地域に在住する方

《対応者》 保健師

《申込期限》 相談日前日まで

《問合せ先》 北海道中標津保健所健康推進課健康支援係  
電話（0153）72-2168 まで



～申込み、不明な点は、お問い合わせください～



☆羅臼町公式 Facebook に「いいね！👍」を☆

羅臼町の Facebook のページがあるのをご存知でしょうか。すでに「いいね！👍」を押してくださっている方もいますが、さらに多くの町民の皆様にも見ていただきたいと思い、お知らせをしました。羅臼町のタイムリーな情報を随時更新しているので、チェックしてみてください。その時には、必ず「いいね！👍」を。



カメラでピッとお願いします。



Instagram もやっています。↑

**あなたのまちづくり活動を応援します！！**

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町産業創生課 TEL 87-2162

